

プロポーザルの実施に係る企画提案書の募集について

次のとおり、「令和 6 年度延岡 IT カレッジ（事業者及び求職者を対象としたデジタル研修）事業業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施しますので、参加希望者からの企画提案書を募集します。

令和 6 年 5 月 27 日

延岡市長 読谷山洋司

1. プロポーザルの趣旨

国においてデジタル庁が創設され、社会全体が急速にデジタル化に進むなか、市内企業等の DX 推進のためのデジタル人材の育成・確保を図る取組が求められている。そこで、DX 化を推進する企業の従業員、さらには、市内企業等への就職を希望する者向けに、デジタル人材の育成・確保に向けた取組を展開する。

については、事業を効率的・効果的、かつ円滑に実施するため、デジタル人材育成に係る一連の業務を一括して行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するうえで必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 名称 令和 6 年度延岡 IT カレッジ（事業者及び求職者を対象としたデジタル研修）事業業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 14 日まで
- (3) 委託上限額 8,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 業務の内容 別紙「令和 6 年度延岡 IT カレッジ（事業者及び求職者を対象としたデジタル研修）事業業務委託仕様書」のとおり

3. 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（再生手続開始の申立て以降の手続きをいう。）が係属中である者でないこと。
- ③ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税、その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- ⑤ 民事保全法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- ⑥ 延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

なお、応募以後、上記の参加要件を満たさないと判断された場合、業務委託候補者となることができない。また、契約締結後に上記の参加要件を満たさなくなった場合、契約を解除することがある。

#### 4. 選定までのスケジュール（予定）

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 公募開始               | 令和6年5月27日（月）    |
| 2. 参加表明書等の受付締切り       | 令和6年6月14日（金）    |
| 3. 質問の受付締切り           | 令和6年6月18日（火）    |
| 4. 参加資格審査の結果通知        | 令和6年6月19日（水）    |
| 5. 企画提案書等の提出締切り       | 令和6年7月1日（月）     |
| 6. 審査（プレゼンテーション、質疑応答） | 令和6年7月12日（金）※予定 |
| 7. 結果通知               | 令和6年7月16日（火）以降  |
| 8. 契約締結               | 令和6年7月下旬頃       |

#### 5. 仕様書等の交付期間及び交付場所

##### (1) 関連書類の交付

本プロポーザルに関する書類は、延岡市ホームページ上で交付する。

<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/45/34464.html>



##### (2) 交付期間

令和6年5月27日（月）から令和6年7月1日（月）まで

#### 6. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記により参加表明書等を提出すること。

##### (1) 提出書類

| 様式等 |       | 提出部数                          |
|-----|-------|-------------------------------|
| 様式1 | 参加表明書 | 正本1部                          |
| 様式2 | 会社概要  | 正本1部（クリップ留め）<br>副本10部（クリップ留め） |

※ 様式規格はA4規格とし、文字サイズは10.5ポイントを基本とし、以下の要領を遵守すること。

- ・ 正本：法人名称を記載したもの。
- ・ 副本：業者が特定できるような法人名称やロゴの記載がないもの。

##### (2) 提出期限

令和6年6月14日（金）

※ 持参する場合は、17時15分までとする。

### (3) 提出方法

提出期限までに、事務局に直接持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

### (4) 参加資格の確認結果の通知

令和6年6月19日(水)に郵送で、確認結果の通知を発送する。

## 7. 質問及び回答

### (1) 質問の受付

- ① 提出書類 プロポーザルに関する質問書(様式3)
- ② 提出期限 令和6年6月18日(火)
- ③ 提出方法 事務局宛の電子メールによることとする。

### (2) 質問に対する回答

質問に対する回答については、随時、プロポーザル参加表明者全員に、プロポーザルに関する質問書又は参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。また、延岡市ホームページ上にも掲載する。

## 8. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の①～⑥の全てについて、正本1部、副本10部の合計11部をそれぞれダブルクリップで留めて提出すること。なお、正本については、法人名称を記載したものとし、**副本のうち、②～⑤については、業者が特定できるような法人名称やロゴの記載がないものとする。**

- ① 表紙：様式に従い記入する。**(様式4)**

- ② 企画提案書

仕様書の業務内容に基づいて、提案内容を作成する。なお、業務目的を達成するために必要と思われる事項について、仕様書に記載がない場合も提案者が独自に提案することは可とするが、提案にあたっては、過去の実績等を踏まえて具体的に提案すること。**(様式は任意の様式としA4用紙20枚以内)**

- ③ 業務工程表

各業務について、提案者が想定する作業スケジュール、作業項目及び作業項目ごとの作業人員予定数(一日当たりの人数、延べ人数等)を記載する。**(様式は任意の様式としA4用紙2枚以内)**

- ④ 関連業務等実績

令和6年4月末までに実施した業務のうち、国や地方自治体又はその他団体・民間企業が発注した業務、あるいは自社の人材育成プログラム業務で、本事業と同種のものやそれに類する業務・本事業に応用可能な実績を有する場合は、業務実績について記載する。**(様式5)**

※なお、記載した業務実績について、実績を証明する資料(契約書の写し等)を提出すること。

- ⑤ 業務実施体制調書

業務の実施体制について記載する。**(様式6)**

- ⑥ 見積書及び見積明細書

以下の(ア)～(イ)に留意し、見積書及び見積明細書を作成する。**(任意の様式)**

(ア) 業務ごとの積算内容及び内訳が分かるように記載すること。

(イ) 宛名は「延岡市長 読谷山洋司」とすること。

- (ウ) 頭書記載の委託上限額 8,700,000 円（消費税及び地方消費税額含む。）を超えないこと。
- (エ) 見積価格については、税抜の価格（上限額 7,909,091 円）を記載すること。

(2) 作成方法

提出書類は全て、A 4 版に統一し、片面印刷で作成すること。ただし、やむを得ない場合は、A 3 用紙を片袖折にし、A 4 用紙サイズにすることも可とする。

(3) 提出期限

令和 6 年 7 月 1 日（月）

※ 持参する場合は、17 時 15 分までとする。

(4) 提出方法

提出期限までに、事務局に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

## 9. 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準 別紙の審査基準のとおりとする。

(2) 審査方法 審査会を設置し、提出書類及びプレゼンテーション・質疑応答による審査を行い、業務委託候補者を決定する。

## 10. 審査会

(1) 実施日・会場

日 時：令和 6 年 7 月 12 日（金） ※ 予定

※ 当日のプレゼンテーション・質疑応答の時間等については、別途通知する。

場 所：延岡市役所

(2) 出席者

事業者につき 3 名以内とする。

(3) 審査内容

- ・ 参加者からのプレゼンテーション（15 分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（15 分以内）を実施する。
- ・ 審査基準に基づき行った審査会委員の評価点の平均点を最終評価点とし、最終評価点が 60 点以上を獲得した者のうち、最も評価が高い者を優先交渉権者として選定する。
- ・ 本プロポーザルは、1 者のみの応募であっても成立するものとするが、その場合でも、最終評価点が 60 点以上であることを条件として優先交渉権者とする。
- ・ プレゼンテーションは、提出書類を使用して実施することとする。なお、プロジェクター等を使用することを可とし、発表時に投影用モニターを使用する場合は、事務局において準備する。また、提案事業者においても、必要に応じてプロジェクター等を持ちこむことができることとし、その場合は審査会実施日の 1 週間前に事務局に申し出ることとする。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、令和 6 年 7 月 16 日（火）以降に参加者全員に対し、優先交渉権者と次順位者を参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。なお、優先交渉権者との契約が不調となった場合に

は、次順位者を交渉権者とする事とする。

#### 11. 業務委託契約の締結について

##### (1) 契約手続等

上記「10. 審査会」により選定された優先交渉権者を業務委託候補者として、委託業務に関して必要な協議を行うものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結することとする。なお、業務内容の詳細は、業務委託候補者の企画提案書の内容を基本とするが、協議の上で変更することがある。

##### (2) 委託料の支払い

委託料の支払計画、金額などについては、協議の上で決定する。

#### 12. 企画提案書等の取扱い

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

#### 13. 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、受託者を変更することがある。また、その場合、すでに支払った委託料があるときは返還を求める。

(1) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合

(2) 受託者に重大な瑕疵がある場合

(3) 事務遂行の意思が認められない場合

(4) 事務遂行能力がないと認められる場合

(5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

#### 14. その他

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用のすべては、参加者の負担とする。

(2) 虚偽の記載をした提出書類は、無効とする。また、委託上限額を超える企画提案書等は、無効とする。

(3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。

(4) 提出期限以降の参加表明書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。

(6) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 7）を提出すること。

(7) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

#### 15. 事務局（問合せ先・各種書類等の提出先）

延岡市商工観光文化部人材政策・移住定住推進室 担当：大崎、宮田

所在地：〒882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1

電話：0982-20-7176（直通）

E-mail：jinzai@city.nobeoka.miyazaki.jp